

横手市議会定例会

令和4年度

教育行政方針

令和4年3月
横手市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	1
(1) 教育指導の充実	2
(2) 就学前教育・保育、特別支援教育の充実	3
(3) 不登校適応対策といじめの根絶に向けた取組	4
3. 安全で安心して学べる教育環境の整備	5
(1) 教育環境・教育備品の整備	5
(2) 安全・安心な学校給食の提供	6
(3) 奨学金貸付制度の充実と奨学金返還支援制度の 創設	7
4. 元気なまちを築く生涯スポーツの促進	8
(1) スポーツの振興	8
(2) 社会体育施設等の整備と適正な管理	9
5. 心を豊かにする生涯学習の推進	10
(1) 生涯学習と社会教育の振興	10
(2) 芸術文化の振興	11
(3) 図書館の充実	11

6. よこての伝統文化の継承と再発見	12
(1) 歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成	13
(2) 埋蔵文化財の調査と周知、保存活用	14
7. おわりに	15

令和4年横手市議会3月定例会の開会にあたり、令和4年度の教育行政方針につきましてご説明申し上げます。

1. はじめに

横手市教育委員会は、当市総合計画における基本目標の一つである「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」及び当市教育ビジョンにおける教育目標である「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手」の実現に向けて、関係機関との連携を図りながら「学びの充実と芸術文化・スポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育む」ための施策を推進してまいります。

以下、その施策として、「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」、「安全で安心して学べる教育環境の整備」、「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」、「心を豊かにする生涯学習の推進」、「横手の伝統文化の継承と再発見」の五つの視点から、来年度に取り組む事業の概要につきましてご説明いたします。

2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

はじめに、一つ目の視点「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」につきましてご説明いたします。

令和2年度より小学校で、そして3年度より中学校で、新しい学習指導要領が全面実施となりました。大きな変革期を迎えているこれからの学校教育につきましては、これまで大切にしてきた「生きる力」の育成を継承しつつ、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもの育成を目指し、次の三項目を重点に取組を進めてまいります。

(1) 教育指導の充実

これまで同様、新聞の活用による情報活用能力の育成と読書活動の推進による言語能力の育成について、引き続き重点を置きながら、令和4年度は、学習内容を自分の生き方や社会の在り方と結び付けながら深く理解し考えを深める、令和の新しい学び方を重視した授業改善を図ってまいります。

令和3年4月からは、児童生徒にタブレット端末が配付され、多様な学びが展開されるようになりました。タブレットと電子黒板等を活用しお互いの考え方や表現を瞬時に共有し、一人一人の関心に応じた主体的な学びの充実を目指してまいります。

また、教職員研修につきましては、各校1名の代表教員で組織する横手市ICT教育研究推進委員会を核とし、計画的に実施してお

ります。令和4年度は、全ての学校が同一歩調で教員のICT活用指導力を高めることができるように、さらに組織的な研修体制を構築してまいります。

（２）就学前教育・保育、特別支援教育の充実

就学前教育・保育の質の向上を目指し、令和3年度は、担当指導主事及びアドバイザーが市内の保育所・認定こども園に対して計画的・継続的に訪問指導を行いました。訪問を重ねるごとに園内の研修体制が整い、教育・保育の様子を互いに見合いながら協議する研修が盛んに行われるようになってまいりました。令和4年度は、若手からベテランまで幅広い年齢層の職員が、さらに一丸となって主体的に自園の教育・保育の質の向上を図ることができるように、指導・助言に努めてまいります。

また、幼小合同研修会の実施を通し、互いの教育・保育の違い及び学びのつながりについて理解が進んできております。今後はさらに、横手市幼小接続推進協議会を中心に合同研修会、体験事業等を通し、職員間の相互理解・連携を強化してまいります。

特別支援教育に関しましては、一人一人のニーズに応じた対応ができるよう、特別支援教育支援員を配置してまいりました。対象児

児童生徒は年々増えており、支援の多様化や、複雑化も見られることから、令和4年度は、支援員のさらなる配置の工夫を図り、全ての子どもたちが安定した学校生活を送ることができるよう支援してまいります。

（3）不登校適応対策といじめの根絶に向けた取組

不登校児童生徒については、これまで自主学習が中心となっておりました。令和3年度は、夏・冬の長期休業においてタブレット端末の利用を希望する児童生徒に貸与する取組を行ったところ、数名の希望児童生徒が自分に合った学び方を探りながら有効活用することができました。そこで、冬休み明けも希望する児童生徒に貸与し、家庭で学習する機会を支え、広げる取組を実施しております。これを機会に今後も、不登校児童生徒の学ぶ機会を様々な方法で保障してまいります。

また、不登校適応指導教室「南かがやき」「西かがやき」教室におきましても、Wi-Fi環境を整備し、タブレット利用により個々に応じた学習ができるようにしております。今後も、一人一人の状況に応じた教育相談や、きめ細かな支援をより一層充実させるとともに、学校及び関係諸機関との連携を密にし、対応してまいります。

ます。

小・中学校の児童会・生徒会が主体となって、互いを思いやる心を育て、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ることでいじめの根絶を図る「横手市いじめ防止等対策モデル事業」につきましては、横手明峰中学校区をモデル推進地区に指定し、小・中合同で、地区の特色を生かした取組を展開してまいります。

3. 安全で安心して学べる教育環境の整備

続いて、二つ目の視点「安全で安心して学べる教育環境の整備」につきましてご説明いたします。

(1) 教育環境・教育備品の整備

学校施設の長寿命化対策につきましては、現在進めている浅舞小学校改修工事の完成を、令和4年秋の予定としております。

また、朝倉小学校につきましては、耐力度調査を令和3年度に実施し、大規模改修を行うことといたしました。令和4年度は実施設計、令和5年度に工事着手し、令和6年度の完成を目標に進めてまいります。

「GIGAスクール構想」における学校のネットワーク環境の整

備や児童生徒の1人1台端末の整備につきましては、大きく整備が進み授業などで有効に活用されていますが、令和4年度におきましても、教職員端末の追加配備や学校内でより多くの場所で快適に活用できるための公衆無線LANの追加工事など、ICT環境の更なる充実を図ってまいります。

また、スクールバス運行につきましては、運転手への交通安全意識の啓発や車両の定期的な整備を確実にを行い、安全で適正な管理による運行を実施してまいります。なお、老朽化したスクールバス1台を更新する予定としております。

(2) 安全・安心な学校給食の提供

学校給食業務につきましては、4つの給食センターから各学校へ給食を提供しておりますが、児童生徒数の減少により、各センターの施設稼働率が年々低下傾向にあります。このことから、施設の効率的な運用と効果的な給食業務体制を構築するため、令和4年度をもって大森学校給食センターを廃止し、令和5年度から横手・平鹿・雄物川の3センターに再編して給食を提供いたします。再編する3センターの総調理能力は1日当たり7,100食、また、再編後の給食の配送も適切な時間で対応可能であり、3センター化は、

学校給食業務の運営上、適正な規模と考えております。併せて、平鹿・雄物川両センターの設備機能を強化するため、令和4年度に、平鹿センターにおいては、蒸気・暖房温水配管改修工事の設計業務などを、雄物川センターにおいては、調理機器などの更新・整備をすることとしております。

また、市では、これまで秋田県版^ハ ^サ ^ッ ^プ H A C C P（秋田県食品自主的衛生管理認証制度）の認証を取得し、学校給食の安全性と信頼性の確保に努めてまいりました。令和5年度からは、民間がもつ専門的なノウハウを活用できるよう、平鹿・雄物川センターの調理・配送業務も民間に委託し、衛生管理の徹底を図ってまいります。なお、これまで同様、一般事務や献立作成、検食などについては、市が行うこととしております。

（3）奨学金貸付制度の充実と奨学金返還支援制度の創設

奨学金貸付制度につきましては、修学意欲のある学生が、経済的不安なく教育を受けることができるよう、奨学金貸付額の増額と、償還年数の延長を図るとともに、学生の応募の機会を増やしてまいります。

また、奨学金返還支援制度を創設し、経済的不安の低減と、地元

への定住や次世代を担う人材確保を推進してまいります。

なお、奨学金貸付制度につきましては、条例の一部改正を今議会に提案しておりますので、よろしく願いいたします。

4. 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

続いて、三つ目の視点「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」につきましてご説明いたします。

令和3年度より、第7次スポーツ推進計画において「健康」「交流」「協働」「文化」の4つ基本目標を定め、施策を展開しております。すべての市民がスポーツを通して一体となったまちづくりの推進や健康づくり、競技力向上などの実現に向け、次の二項目を重点に取り組んでまいります。

(1) スポーツの振興

スポーツ推進委員会、一般財団法人横手市体育協会と連携し、市民参加型スポーツイベント事業や、市民スポーツ大会の開催支援を行い、ニュースポーツ等を広く市民に周知しながら、運動習慣定着化を進めてまいります。

また、5月21日には、東北楽天ゴールデンイーグルス対北海道

日本ハムファイターズのプロ野球イースタンリーグ公式戦が3年ぶりに開催される予定となっております。

バスケットボール女子日本リーグにおきましては、令和3年度より参入したプレステージ・インターナショナル アランマーレの開幕戦が令和4年度も横手市で開催されます。このほか、企業チーム等の合宿支援やスポーツクリニック事業の開催を通して、プロスポーツやトップ選手のレベルの高い技術を間近で体験できる機会を、創出してまいります。

(2) 社会体育施設等の整備と適正な管理

令和4年度は、スポーツ施設の充実策として、天下森スキー場の施設整備改修や雄物川体育館照明器具LED化工事などを実施してまいります。

また、令和3年度実施いたしました、グリーンスタジアムよこての外壁・防水改修工事や一部芝生の張替え工事により、各種大会の開催や利用者の皆様に大変ご不便をおかけいたしました。一般の方々には6月より利用していただけるよう万全の体制を整えてまいります。

5. 心を豊かにする生涯学習の推進

続いて、四つ目の視点「心を豊かにする生涯学習の推進」につきましてご説明いたします。

第4次横手市生涯学習推進計画が、令和4年度からスタートします。本計画は、第3次計画からの基本的方向を引き続き推進することとし、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、学びによる「まちづくり・人づくり」を目指し、次の三項目につきまして重点的に取組を進めてまいります。

(1) 生涯学習と社会教育の振興

令和4年度から、地域と学校が連携・協働し「地域とともにある学校づくり」と「持続可能な地域づくり」を目指す「横手市版コミュニティ・スクール」が、全市的にスタートいたします。

令和3年度は増田・十文字地区の小中学校4校をモデル校とし、「地域ができること」、「学校ができること」について学校運営協議会委員等と協議を重ねながら、実践に繋げております。十文字中学校ではキャリア教育の一環として、地元の先輩と語る会を実施いたしましたし、増田小学校では、地区交流センター事業と連携した「ますだかるた」の作成など、地域の特色ある活動を行なっております。

ます。

一方、地域の理解を得るための情報発信方法や、地区交流センター事業未実施地区での地域との連携が課題と捉えております。そのため、市内すべての小中学校区に地域と学校を結ぶコーディネーターを配置し、地元企業や団体等のご協力を得ながら取組を推進してまいります。

（２）芸術文化の振興

市民の皆様が芸術文化に触れ、親しむ環境を創出するため、市民による芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、芸術鑑賞会などを引き続き開催いたします。

また、地域の音楽分野における芸術文化活動の活性化に資する公共ホール音楽活性化事業（おんかつ）を実施いたします。この事業では、プロのアーティストが市内小中学校へ出向き、生のクラシック音楽を通して児童生徒と交流するとともに、市民を対象としたクラシック音楽の公演を開催いたします。

（３）図書館の充実

市民の豊かな教養と文化の向上に資することができるよう、多様

なニーズに応え、一人ひとりの読書活動を支援するために、次の二つの事項に取り組んでまいります。

一点目、横手駅東口に整備中の新公益施設につきましては、「人と人が『つどい、つながる』交流拠点」というコンセプトのもと、これからの時代における図書館の果たすべき機能と役割、及びそれらを踏まえた運営体制、ソフト事業の企画立案、並びに資料収集計画や図書館情報システム見直しなどの検討を進めており、令和4年度中に「運営基本計画」をお示しすることとしております。

また、令和4年度には新築工事が始まる予定となっておりますので、今後は横手図書館の具体的な移転計画につきましても検討を進め、令和6年度の開館を目指し、引き続き準備をしてまいります。

次に二点目、市全体の読書活動を推進するため、市立図書館の様々な情報を市民の皆様にお伝えする「横手市立図書館だより（四季版）」の発行や、幅広い年代の方が参加できるイベント等を開催し、これに合わせて様々な媒体を通じた情報提供を行うことで市民が本を手取るきっかけづくりを積極的に行ってまいります。

6. よこての伝統文化の継承と再発見

続いて、五つ目の視点「よこての伝統文化の継承と再発見」につ

きましてご説明いたします。

令和3年7月に、文化庁より「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」が認定されました。この計画は、当市が従来から進めております地域振興や観光振興に関する施策と歴史文化遺産の保存及び活用に関する施策との連携を強化するために作成されたものです。

当教育委員会では、全市的な歴史的資源を活かした地域づくりを進めるため、文化財の把握と価値付けを行い、その意義を明らかにしていくことで、市民の皆様が地域の誇りと愛着を育めるよう、次の二項目を重点的に取り組んでまいります。

(1) 歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成

「よこてを学ぶ郷土学」推進事業では、横手市のふるさと学習のテキストとして「よこてだいすき」と「横手市の文化財」を小中学校の全児童・生徒に配布し、授業等で活用しております。このテキストは横手市の文化を容易に理解できると好評を得ており、令和4年度からはタブレット上でテキストが活用できるようにいたします。

その一方、これまで地域で培われてきたお祭りなどの無形民俗文化財につきましては、人口減少などにより存続が難しくなっている行事もあります。こうした無形民俗文化財は、地域住民や保存

団体と行政が連携して伝統を継承していくことが必要であり、各地域の探訪事業等を通して市民の皆様に郷土を知る機会を提供することや、無形民俗文化財の映像を記録し、その価値を後世に伝えるために保存と発信に努めてまいります。

（２）埋蔵文化財の調査と周知、保存活用

これまで調査を行ってまいりました後三年合戦の最終決戦地である「金沢柵」につきましては、令和３年度の金沢地区根小屋集落東側での調査によって、柵と櫓の一部と思われる遺構が確認されました。令和４年度は、この全容を解明すべく引き続き調査を継続してまいります。

また、雄物川地域では、払田柵跡調査事務所や民間研究団体が、奈良時代に律令国家が設置した「雄勝城」の探索調査を実施しております。複数の建物跡と幅１０メートルの道路跡、同時代の食器である須恵器や役所で使用する「駅長」や「厨」と書かれた墨書土器も出土しており、雄勝城の造営地としての可能性に期待が膨らんでおります。今後も発掘調査を継続すると伺っておりますので、引き続き支援を行ってまいります。

県営ほ場整備事業に伴う発掘調査につきましては、令和４年度に

においても平鹿地域で2遺跡の調査が予定されておりますので、埋蔵文化財の保存と活用に取り組み、これらの成果につきましては、公開講座や市のホームページなどでその意義を広く発信してまいります。

また、雄物川郷土資料館や後三年合戦金沢資料館では、出土品や指定文化財の特別展示を行うなど、市民の皆様に親しまれる資料館運営を行ってまいります。

7. おわりに

以上、令和4年度における教育行政施策の主要事業につきましてご説明を申し上げます。

未だコロナ禍が続いており、教育活動においても様々な制約がございますが、安全対策や保健管理等に配慮しながら、各事業を進めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、教育行政方針といたします。